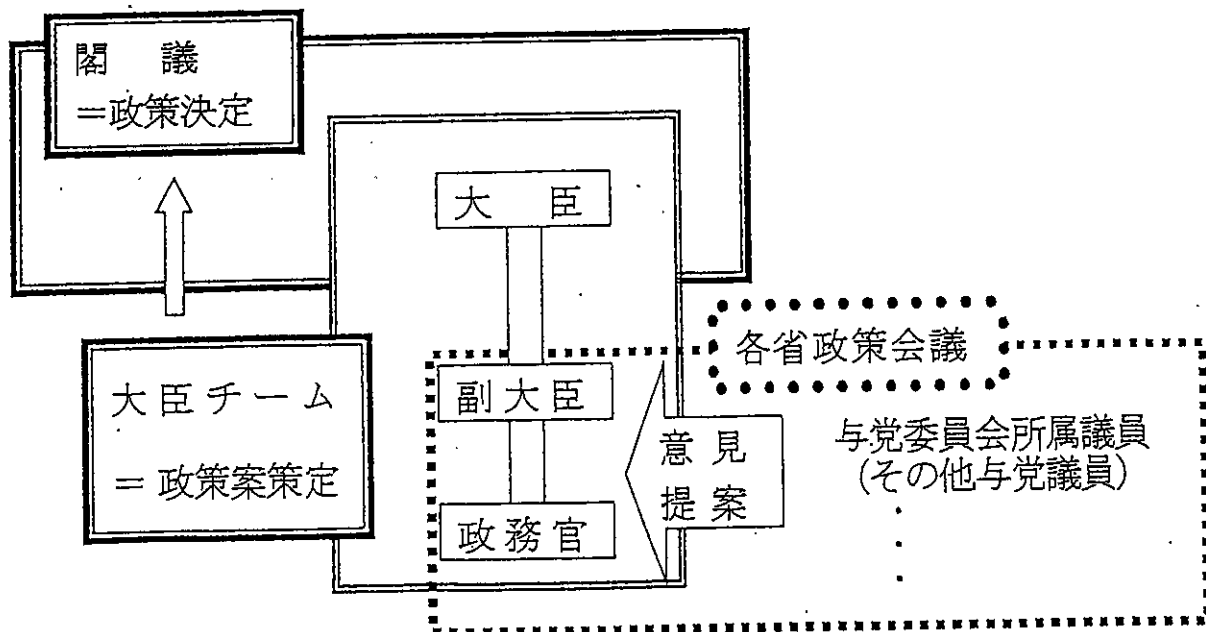


政府・与党一元化における政策の決定について

1. 民主党の「次の内閣」を中心とする政策調査会の機能は、全て政府(=内閣)に移行する。
 - ① 一般行政に関する議論と決定は、政府で行う。従って、それに係る法律案の提出は内閣の責任で政府提案として行う。
 - ② 選挙・国会等、議員の政治活動に係る、優れて政治的な問題については、党で論議し、役員会において決定する。その決定にあたっては、必要に応じて常任幹事会あるいは議員総会で広く意見交換を行う。従って、それに係る法律案の提出は、党の責任で議員提案として行う。
2. 各省政策会議
 - ① 副大臣が主催し、与党委員会所属議員(連立各党)が参加する。その他与党議員も参加可能とする。
 - ② 政策案を政府側から説明し、与党議員と意見交換する。
 - ③ 与党議員からの政策提案を受ける。
 - ④ 提案・意見を聞き、副大臣の責任で大臣に報告する。
 - ⑤ 政府の会議として、議事録要旨の公開など透明性を確保する。
 - ⑥ 政府の会議なので、団体ヒアリング等については、対象の選定基準と与党議員の発言に、特に留意する必要がある。
 - ⑦ 部門会議は設置しない。
3. 大臣チーム
 - ① 大臣・副大臣・政務官で構成。
 - ② 各省政策会議で、提案・意見を聴取し、大臣チームが政策案を策定し、閣議で決定する。



平成21年10月20日
防 衛 省

防衛省政策会議について

1 会議の位置づけ

防衛省政策会議は副大臣が主催し、防衛省提出の法案や重要な閣議案件などについて、防衛省と与党議員との意見交換を行う会議とする。

2 参加者

- 与党全議員（与党議員の秘書は、傍聴可能）。
- 御案内状は、民主党議員にはメールにより（注）、また、社民党議員及び国民新党議員には、議員会館の各事務所に配布。
- 防衛省側からは、防衛副大臣及び防衛大臣政務官。なお、事務方も同席。

（注）メールシステム整備までの当面の間は、議員会館の事務所に配付。

3 会議の進め方

- 政務官が司会進行を担当。
- 防衛省側からの案件の説明の後、副大臣、政務官と参加議員との間で意見交換を実施。

4 会議の公開方法

冒頭にカメラ撮影、終了後に副大臣による記者ブリーフィングを実施。資料は原則として記者にも配付。

5 議事要旨の作成

副大臣の責任により、議事要旨を作成。